

# 兵庫県公報

平成24年3月30日 金曜日 第6号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

教育委員会規則	ページ
○ 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
○ 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	2
○ 兵庫県立体育施設管理規則	2

## 公布された法令のあらまし

- 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**（教育委員会規則第7号）  
平成24年度の事務執行体制の整備を図るため、所掌事務について所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**（教育委員会規則第8号）  
兵庫県立飾磨工業高等学校（定時制）に副校長を置くことに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 兵庫県立体育施設管理規則**（教育委員会規則第9号）  
兵庫県立体育施設（兵庫県立文化体育館を除く。）の管理に関して、休館日、開館時間、入館者の遵守事項、利用許可の手続、利用料金の基準額、管理等について必要な事項を定めることとした。

## 教育委員会規則

兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

兵庫県教育委員会  
委員長 西村 亮一

### 兵庫県教育委員会規則第7号

#### 兵庫県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項の表高校教育課の項係名の欄中「教育指導係」を「教育課程係 産業教育係」に改め、同表社会教育課の項の次に次のように加える。

文化財課	文化財係 審査指導係
------	------------

第7条第2項を削る。

第10条に次の1号を加える。

(8) 県立学校公害対策の総合計画の策定及び実施に関すること。

第12条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、第15号を第14号とする。

第16条第1項中「、次項に定める事務のほか」を削り、同項第8号中「県立美術館」の右に「(知事の補助機関に委任したものを除く。)」を加え、「、県立歴史博物館」及び「、県立考古博物館(文化財室の所掌に属するものを除く。)」を削り、同条第2項中「文化財室」を「文化財課」に改め、第4号を削り、同項に次の2号を加える。

(4) 県立歴史博物館及び県立考古博物館に関すること。

(5) 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センターに関すること(埋蔵文化財に関するものに限る。)

第16条第2項を第16条の2とし、同条に見出しとして「文化財課の事務」を付する。

第17条第8号中「財団法人兵庫県体育協会」を「公益財団法人兵庫県体育協会」に改める。

第70条の22の表を次のように改める。

部	課
総務部	総務課 企画広報課 埋蔵文化財課
事業部	学芸課 学習支援課

第70条の27を削り、第70条の26を第70条の27とし、第70条の25を第70条の26とし、第70条の24の次に次の1条を加える。

(埋蔵文化財課の事務)

第70条の25 埋蔵文化財課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 埋蔵文化財発掘調査事業の計画に関すること。
- (2) 国、県等の行う公共事業等に係る埋蔵文化財発掘調査の調整及び実施に関すること。
- (3) 埋蔵文化財発掘調査手法の研究に関すること。
- (4) 埋蔵文化財（博物館資料を除く。）の整理、保存及び管理に関すること。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。



兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

**兵庫県教育委員会規則第 8 号**

**兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則**

兵庫県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(副校長)

第 6 条の 2 学校には、必要に応じ副校長 1 人を置くことができる。

2 副校長は、校長があらかじめ定める範囲内において、校長の職務の一部を処理する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

(兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

2 兵庫県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を削る。



兵庫県立体育施設管理規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

兵庫県教育委員会  
委員長 西 村 亮 一

**兵庫県教育委員会規則第 9 号**

**兵庫県立体育施設管理規則**

(趣旨)

第 1 条 この規則は、兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例（平成24年兵庫県条例第24号。以下「条

例」という。)第9条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例(平成16年兵庫県条例第2号)第4条の規定に基づき、兵庫県立体育施設(兵庫県立文化体育館を除く。以下「体育施設」という。)の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 体育施設の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、開館時間又は休館日を変更し、若しくは臨時の休館日を定めることができる。

名 称	開館時間	休館日
兵庫県立神戸西 テニスコート	9時から21時まで	(1) 毎月第1火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日) (2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、教育委員会が定める日
兵庫県立総合体 育館	9時から21時まで	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日) (2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、教育委員会が定める日
兵庫県立海洋体 育館	(1) 4月から9月までの期間 9時30分から18時30分まで(土曜日、日曜日及び休日にあつては8時30分から18時30分まで) (2) 10月から翌年3月までの期間 9時30分から17時30分まで	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日) (2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、教育委員会が定める日
兵庫県立弓道場	9時から17時まで	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日) (2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、教育委員会が定める日
兵庫県立武道館	9時から21時まで	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日) (2) 12月28日から翌年の1月4日までの間において、教育委員会が定める日

(遵守事項)

第3条 体育施設に入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外において喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品又は動物の類<sup>たぐい</sup>を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 利用の許可が必要とされている施設を許可なしに利用しないこと。
- (5) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (7) 体育施設の施設に特別の設備、装飾等をしないこと(第8条第1項の規定により教育委員会の承認を受けて行う場合を除く。)
- (8) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、体育施設の管理上必要な係員の指示に従うこと。

(入館の拒否等)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 泥酔者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者  
(利用等の許可の申請)

第5条 条例第4条の規定により体育施設の施設を利用しようとする者は、兵庫県立神戸西テニスコート利用許可申請書(様式第1号)、兵庫県立総合体育館利用許可申請書(様式第2号)、兵庫県立海洋体育館利用許可申請書(様式第3号)、兵庫県立弓道場利用許可申請書(様式第4号)、兵庫県立武道館利用許可申請書(様式第5号)又は兵庫県立体育施設利便施設事業申請書(様式第6号)(以下これらを「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、体育施設の施設を共同で利用する場合にあっては、利用しようとするときにその旨を係員に申し出ることをもって足りる。

- 2 兵庫県立体育施設利便施設事業申請書には、利便施設の利用計画を記載した図面その他教育委員会が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 3 利用許可申請書(兵庫県立体育施設利便施設事業申請書を除く。)は、体育施設の施設を利用しようとする日の3月前(兵庫県立神戸西テニスコートにあっては、2月前。兵庫県立総合体育館にあっては、1年前)の日の属する月の初日から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 条例第5条の規定により講座を受講しようとする者は、講座受講許可申請書(様式第7号。以下「受講許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。
- 5 第1項の利用許可申請書及び前項の受講許可申請書の申込みの受付時間は、休館日以外の日の9時から17時までとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(利用等の許可の基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、条例第4条又は第5条の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき。

(利用等の許可)

第7条 教育委員会は、利用許可申請書を受理した場合において、利用の許可を決定したときは、兵庫県立体育施設利用許可書を当該申請をした者に交付するものとする。ただし、体育施設の施設の共同利用の許可を決定したときは、利用券を当該利用しようとする者に交付するものとする。

- 2 教育委員会は、受講許可申請書を受理した場合において、受講の許可を決定したときは、講座受講許可書を当該申請をした者に交付するものとする。
- 3 前2項の場合において、教育委員会は、体育施設の管理上必要があるときは、当該許可に条件を付することができる。
- 4 教育委員会は、利用許可申請書又は受講許可申請書の提出があった場合において、その内容が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その理由を付して当該申請をした者に文書で不許可の通知をするものとする。

(設備等の設置の承認等)

第8条 条例第4条の利用の許可を受けた施設に、特別の設備、装飾等をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、その利用の終了後、速やかに当該設備、装飾等を撤去し、原状に回復しなければならない。

(利用料金の基準額)

第9条 条例別表の規定による別に教育委員会規則で定める額及び条例第8条第3項第2号の規定による教育委員会規則で定める基準額は、別表に定めるとおりとする。

(危険防止のための指示)

第10条 教育委員会は、海上における危険を防止するため必要があると認めるときは、兵庫県立海洋体育館の

施設を利用する者に対し、出港の禁止その他必要な指示をすることができる。

(出帰艇届)

第11条 兵庫県立海洋体育館から出艇しようとする者は、出帰艇届（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 兵庫県立海洋体育館から出艇した者は、開館時間が終了する30分前までに兵庫県立海洋体育館に帰艇しなければならない。

3 兵庫県立海洋体育館から出艇した者は、兵庫県立海洋体育館に帰艇したときは、直ちに、その旨を教育委員会に報告しなければならない。

(管理)

第12条 条例及びこの規則に基づく教育委員会の権限のうち、条例第8条第3項本文及び第4項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第8条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、体育施設の管理に関し必要な事項は、指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(兵庫県立海洋体育館管理規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 兵庫県立海洋体育館管理規則（昭和59年兵庫県教育委員会規則第9号）
- (2) 兵庫県立総合体育館管理規則（昭和60年兵庫県教育委員会規則第5号）
- (3) 兵庫県立弓道場管理規則（昭和63年兵庫県教育委員会規則第6号）
- (4) 兵庫県立武道館管理規則（平成14年兵庫県教育委員会規則第8号）

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

別表（第9条関係）

1 兵庫県立神戸西テニスコート

(1) テニスコートを平日に専用利用する場合の利用料金の基準額

区分		基準額	
テニスコート	専用で利用する場合	1面につき1時間	450円

(2) 附属設備の利用料金の基準額

区分		基準額	
駐車場		1時間につき1台	100円
照明設備		30分につき	200円

2 兵庫県立総合体育館

(1) スポーツ施設を平日に専用利用する場合の利用料の基準額

区分					基準額					
					9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで
ス ポ 大 体	入 場 料 其 他	体 育 ・ ス ポ ー ツ に	全 部 利 用	円	円	円	円	円	円	円
				23,500	31,300	35,200	54,800	66,500	90,000	

ツ 施 設	育 室	これに類するものを徴収しない場合	利用する場合	一部利用	11,800	15,600	17,700	27,400	33,300	45,100	
			その他に利用する場合	全部利用	35,200	47,000	52,900	82,200	99,900	135,100	
				一部利用	23,500	31,300	35,200	54,800	66,500	90,000	
	入場料その他これに類するものを徴収する場合	体育・スポーツに利用する場合	全部利用	44,000	58,700	66,100	102,700	124,800	168,800		
			一部利用	22,100	29,300	33,000	51,400	62,300	84,400		
		その他に利用する場合	全部利用	66,100	88,000	99,100	154,100	187,100	253,200		
	一部利用		44,000	58,700	66,100	102,700	124,800	168,800			
	中体育室					5,500	7,300	8,200	12,800	15,500	21,000
	小体育室					3,900	5,200	5,900	9,100	11,100	15,000
	格技室					3,900	5,200	5,900	9,100	11,100	15,000

(2) 附属設備の利用料金の基準額

区分		基準額		備考
駐 車 場	大型車	1台1回につき	1,600円	1 「大型車」とは、乗車定員30人以上又は車両総重量8トン以上の自動車をいう。 2 「中型車」とは、乗車定員11人以上30人未満又は車両総重量4トン以上8トン未満の自動車をいう。 3 「小型車」とは、大型車及び中型車以外の自動車（自動二輪車を除く。）をいう。 4 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。 5 「全部点灯」とは、大体育室の電灯を全部利用する場合をいう。 6 利用時間に1時間に満たな
	中型車	1台1回につき	800円	
	小型車	1台1回につき	500円	
体 育 設 備 及 び 器 具 等	体操競技	ゆか	1組につき	2,000円
		その他の種目	1組につき	500円
		跳馬用助走路	1組につき	300円
	トランポリン		1台につき	1,000円
	移動式バスケット台		1対につき	1,500円
	ハンドボール用ゴール(ネットを含む。)		1対につき	1,500円
	テニス用支柱(ネットを含む。)		1組につき	500円
	バレーボール用支柱(ネットを含む。)		1組につき	500円
バドミントン用支柱(ネットを含む。)		1組につき	300円	
卓球台(ネットを含む。)		1台につき	300円	

	卓球用スクリーン	1 台につき	50円	い端数がある場合は、これを1時間とする。
	審判台	1 台につき	200円	
	得点板	1 台につき	200円	
	電光得点表示装置	1 対につき	3,000円	
	24秒・30秒ルール装置	1 対につき	500円	
	その他の器具又は用具	1 個につき	100円	
その他の設備及び器具等	持込み電気器具用コンセント	1 キロワットにつき	250円	
	照明 (全部点灯)	1 時間につき	2,500円	
	冷房 (大体育室)	1 時間につき	15,000円	
	冷房 (中体育室)	1 時間につき	4,700円	
	冷房 (小体育室)	1 時間につき	2,300円	
	冷房 (格技室A)	1 時間につき	700円	
	冷房 (格技室B)	1 時間につき	700円	
	暖房 (大体育室)	1 時間につき	12,000円	
	暖房 (中体育室)	1 時間につき	3,800円	
	暖房 (小体育室)	1 時間につき	1,900円	
	暖房 (格技室A)	1 時間につき	600円	
	暖房 (格技室B)	1 時間につき	600円	

(3) 受講に係る料金の基準額

区分		基準額		備考
スポーツ施設を利用する講座	トレーニング室	1 人 1 講座につき	10,000円	スポーツ施設を利用する講座については、小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。
	体育室及び格技室	1 人 1 講座につき	6,000円	
スポーツ施設及び研修室を利用する講座		1 人 1 講座につき	6,000円	
研修室を利用する講座		1 人 1 講座につき	4,500円	

3 兵庫県立海洋体育館

区分	基準額		備考
ヨットを利用する講座	1 人 1 講座 1 日につき	4,300円	1 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）が利用する場合（指導者が、指導のためにヨット等と同乗する場合を含む。）は、左欄に掲げるそれぞれの
カヌーを利用する講座	1 人 1 講座 1 日につき	4,300円	
ボートを利用する講座	1 人 1 講座 1 日につき	2,200円	

ヨット	470	1艇1時間につき	900円	額の2分の1の額とする。 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。 3 1により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
	スナイプ	1艇1時間につき	800円	
	フライングジュニア	1艇1時間につき	800円	
	6人用練習艇	1艇1時間につき	1,000円	
	2人用練習艇	1艇1時間につき	600円	
	1人用練習艇	1艇1時間につき	400円	
	少年1人用練習艇	1艇1時間につき	350円	
カヌー	カナディアンカヌー	1艇1時間につき	450円	
	カヤック	1艇1時間につき	350円	
ボート	ナックルフォア	1艇1時間につき	1,200円	
	シェルフォア	1艇1時間につき	1,200円	
	ダブルスカル	1艇1時間につき	700円	
	シングルスカル	1艇1時間につき	450円	

4 兵庫県立弓道場

区分	基準額	備考
弓道に関する講座	1人1講座につき 6,000円	小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）が利用する場合は、左欄に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

5 兵庫県立武道館

(1) 附属設備の利用料金の基準額

区分	基準額	備考
電光得点揭示器	1対につき 3,000円	1 持込み電気器具用コンセントを利用する場合の1キロワットとは、持込み電気器具の定格消費電力量の1キロワットをいい、当該定格消費電力量の合計量に1キロワットに満たない端数があるときは、これを1キロワットとする。 2 利用時間に1時間に満たない端数がある場合は、これを1時間とする。
得点板	1台につき 200円	
タイマー	1対につき 500円	
その他の器具等	1個につき 100円	
持込み電気器具用コンセント	1キロワットにつき 250円	
持込み電気器具用コンセント (録音器具を持込む場合)	持込み器具1式につき 2,000円	
持込み電気器具用コンセント (録画器具を持込む場合)	持込み器具1式につき 3,000円	
持込み電気器具用コンセント (ミキシングセットを持込む場合)	持込み器具1式につき 5,000円	
大型映像装置	1時間につき 9,000円	



暖房設備（第1道場）	1時間につき	10,000円
暖房設備（第2道場）	1時間につき	6,000円
冷房設備（第1道場）	1時間につき	10,000円
冷房設備（第2道場）	1時間につき	6,000円

(2) 受講に係る料金の基準額

区分		基準額		備考
実技に関する講座	入門コース	1人1講座につき	3,400円	1 小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が受講する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。 2 1により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。
	一般コース	1人1講座につき	4,300円	
	上級コース	1人1講座につき	8,600円	
	錬成コース	1人1講座につき	450円	
実技以外に関する講座	1人1講座につき	900円		

様式第1号（第5条、第7条関係）

兵庫県立神戸西テニスコート利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） ー 番

利用目的										
使用人数		大人 名 小中学生 名 障害者 名								
申込期間	月日	時間	施設本体				夜間照明			備考
			単価	時間	使用面数	使用料	単価	時間	使用料	
／	／	～	円	H		円	円	H	円	
／	／	～	円	H		円	円	H	円	
／	／	～	円	H		円	円	H	円	
利用料金		施設使用料		円	夜間照明料		円	合計		円
その他										

様式第2号（第5条、第7条関係）

兵庫県立総合体育館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） — 番

行事の名称			主催者								
利用の目的											
利用施設の名称											
附属施備の名称											
<input type="checkbox"/> 観覧席を利用しない。 <input type="checkbox"/> 入場料その他これに類するものを徴収しない。 <input type="checkbox"/> 営業行為に利用する。 <input type="checkbox"/> 観覧席を利用する。 <input type="checkbox"/> 入場料その他これに類するものを徴収する。 <input type="checkbox"/> 営業行為以外に利用する。 利用予定人数（ 人） 徴収する額（ 円） ※利用実人数（ 人）											
利用の日時	年 月 日（ 曜日）		時から		日（ 泊）						
利用人員 （（ ）内は宿泊人員）	利用者の別		一般	大学生	高校生	中学生	小学生	就学前 の者	小計	合計	
	予定人員		男	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)
	実人員の別		女	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	
	※実人数		男	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)
		女	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)	人 ( 人)		
※利用料金	円										
備考											

- (注) 1 については、該当するものにレ印を記入してください。  
 2 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。  
 3 利用人員は、1日当たりの人数を記入してください。

様式第3号（第5条、第7条関係）

兵庫県立海洋体育館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） — 番

次のとおり申請します。

利 用 目 的								
利 用 施 設 名	研修室			会議室				
	和室会議室							
	ヨ	470		艇	カヌー	カヤック		艇
		スナイプ		艇		カナディアンカヌー		艇
	ツ	フライングジュニア		艇	ボート	ナックルフォア		艇
		6人用練習艇		艇		シェルフォア		艇
		2人用練習艇		艇		ダブルスカル		艇
	1人用練習艇		艇	シングルスカル			艇	
	ト	少年1人用練習艇		艇				
	艇庫	ヨット		長さ	メートル、種類		艇	
		カヌー		長さ	メートル、種類		艇	
		ボート		長さ	メートル、種類		艇	
	陸置場	ヨット		長さ	メートル、種類		艇	
		カヌー		長さ	メートル、種類		艇	
ボート			長さ	メートル、種類		艇		
利 用 日 時	年 月 日 時から ( 月 日 時間 ) 年 月 日 時まで							
利 用 人 員	人							

- (注) 1 利用しようとする施設の右側空欄にレ印を記入してください。  
 2 ヨット、カヌー又はボートを利用しようとするときは、利用しようとする艇数を記入してください。  
 3 艇庫又は陸置場を利用しようとするときは、置こうとする艇の長さ、種類及び艇数を記入してください。  
 4 ヨット、カヌー、ボート、艇庫又は陸置場を利用しようとするときは、利用しようとする者全員について、右欄の事項を記入してください。

利用者氏名	住所、郵便番号及び電話番号		
	勤務先又は学校の名称及び電話番号		
※備考	年齢	搭乗しようとする艇の 経験年数	搭乗しようとする艇の乗 艇回数
	〒		
			電話 — — 番
			電話 — — 番
※	歳	年	回
	〒		
			電話 — — 番
			電話 — — 番
※	歳	年	回
	〒		
			電話 — — 番
			電話 — — 番
※	歳	年	回
	〒		
			電話 — — 番
			電話 — — 番
※	歳	年	回
	〒		
			電話 — — 番
			電話 — — 番
※	歳	年	回
	〒		
			電話 — — 番
			電話 — — 番
※	歳	年	回

(注) 1 ※印の欄は、記入しないでください。  
 2 書ききれない場合は、別紙に記載してください。

様式第 4 号 (第 5 条、第 7 条関係)

兵庫県立弓道場利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) ー 番

行事の名称					
利用の目的					
利用施設の名称	近 的 場		遠 的 場		
利用の日時	年 年	月 月	日 日	時から 時まで 日間	
利用人員	利用者の別		高校生以下	一般	計
	予定人員	人		人	人
	※ 実人員	人		人	人
※ 利用料金	円				
※ 備考					

(注) ※印の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第5号（第5条、第7条関係）

## 兵庫県立武道館利用許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話（ ） ー 番

行事の名称				
利用の目的				
利用施設の名称				
附属設備の名称				
利用形態	<input type="checkbox"/> 営業行為 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 入場料その他これに類するものを徴収しない。 <input type="checkbox"/> 入場料その他これに類するものを徴収する。 徴収する額（                  円）		
利用の日時	年 月 日（ 曜日） 時から 日 年 月 日（ 曜日） 時まで			
利用人員	利用者の別	高校生以下	一 般	計
	予定人員	人	人	人
※ 利用料金				
※ 備考				

- (注) 1 □については、該当するものにレ印を記入してください。  
2 ※印の欄は、申請者において記入しないでください。  
3 利用人員は、1日当たりの人数を記入してください。

様式第 6 号 (第 5 条、第 7 条関係)

兵庫県立体育施設利便施設事業申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所 (法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 ( ) 一 番

利便施設の用途	
事業を行おうとする利便施設	
事業を行おうとする期間	年 月 日から 年 月 日まで
備考	

注 自動販売機の設置の事業を行おうとする場合には、利便施設の用途の欄に、設置する自動販売機の台数を付記してください。

様式第 7 号 (第 5 条、第 7 条関係)

講座受講許可申請書

年 月 日

兵庫県教育委員会様

住 所

氏 名

電 話 ( ) 一 番

受講講座名	
利用料金	円

様式第 8 号 (第11条関係)

出 帰 艇 届				年 月 日
兵庫県教育委員会様				
艇種	艇番号	艇経験歴	搭乗艇乗艇回数	
		年	回	
出艇時間	午前 午後 時 分	帰艇予定時間	午前 午後 時 分	
乗 艇 者 氏 名	年 齡	住 所	電 話	
(1) 責任者	歳		— — 番	
(2) 同乗者	歳		— — 番	
(3) "	歳		— — 番	
(4) "	歳		— — 番	
(5) "	歳		— — 番	
(6) "	歳		— — 番	
航行先				
帰艇報告	報告者氏名	帰艇時間	出艇確認	帰艇確認
			※	※

(注) ※印の欄は、記入しないでください。